

野木町ボランティア支援センター

「きらり館」

利用の手引き



〒329-0101

栃木県下都賀郡野木町大字友沼4930-1

TEL 0280-23-1231

FAX 0280-23-1232

E-mail: kirarikan@pearl.ocn.ne.jp

目次

○施設の利用

野木町ボランティア支援センター設置の目的と役割……	2
利用する方の活動……	2
情報の収集と発信……	3
登録方法……	3

○施設の使い方

会議室……	4
交流室……	4
パソコン……	4
コピー機……	5
印刷機……	5
メールボックス……	5
展示コーナー……	5
貸出備品……	6
貸自転車……	6
展示館(レンガ蔵)……	6

○その他の施設等……7

○皆様が気持ちよく利用するために……8

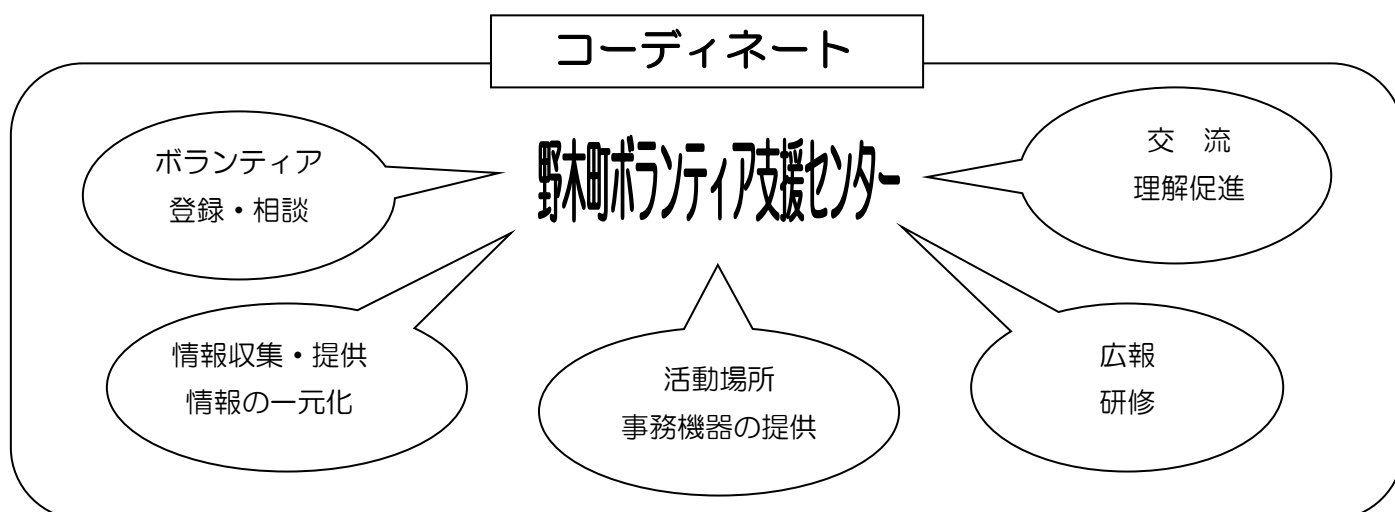
○施設の利用

◇野木町ボランティア支援センター設置の目的と役割◇

野木町ボランティア支援センターは、

- ①ボランティア活動・町民活動を普及、啓発及び支援する場
- ②町民一人ひとりが活動の情報を得ることを通して仲間づくりができる場
- ③ボランティア活動・町民活動団体の自立・成長を支援する場
- ④町民・NPO・ボランティア、行政、企業との協働を促進するためのネットワークづくりの場

を目的として作られた施設です。



◇利用する方の活動◇

自らの意思で行うこと
活動を『したい!』という気持ちから

社会をよりよくしていこうとする
気持ちをもって

見返りや報酬を求めている活動ではないこと

社会における問題点を見つけ、解決すること

※ 但し、上記の活動にそぐわない活動及び宗教活動・政治活動・選挙活動・公益を害するおそれのあるものの活動は除きます。なお、登録されていても上記の利用基準に合致しない活動は、センターを利用することができません。

◇情報の収集と発信◇

- 登録団体、個人及び近隣中間支援センター等からの情報の収集と情報誌の毎月1回の発行、町広報誌、ホームページ、ブログによる情報の発信を行っています。（投稿及び掲載依頼は、常時受け付けています。）

◇登録方法◇

- センターを利用する団体・個人の方は、あらかじめセンターへのボランティア登録が必要です。
 - 登録できるのは、原則として野木町を拠点に活動する団体・個人ですが活動の趣旨や内容によっては登録ができないことがあります。
- ① 個人・団体の活動内容により、登録の可否判断をさせていただきます。
 - ② 「野木町ボランティア支援センター登録申請書」に記入をお願いします。併せて「情報公開に係る取り扱いチェック表」の記入もお願いいたします。
 - ③ 活動の内容、会則や資料またはパンフレット・チラシ等もあれば、提出してください。
 - ④ 承認後、「登録証」をお渡しいたします。
- 登録完了後、きらり館の施設利用が可能となります。「利用の手引き」参照。

すでに登録を済ませた団体等で、登録内容に変更（代表者・連絡先など）があった場合は、できるだけ早くお知らせください。

※ 次の施設・設備を利用する場合は、登録が必要です。

会議室
コピー機
印刷機
メールボックス

※ 次の施設設備を利用する場合は、登録の必要はありません。

交流室
パソコン
展示コーナー
貸し自転車

○施設の使い方

◇会議室◇

第1会議室 ご利用可能人数 15名程度（椅子のみ使用 25名程度可能）

第2会議室 ご利用可能人数 25名程度（椅子のみ使用 40名程度可能）

・利用時間

	午前	午後	夜間
時間	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00

※ 準備、後片付けを含め最大3時間まで利用できます。

- ・利用料金 無料
- ・利用方法 予約は希望日の2ヵ月前から受付け開始。
（例：9月10日使用の場合7月10日から予約できます。）
原則、「野木町ボランティア支援センター施設等利用許可書」の提出により、予約を受け付けます。
夜間利用の場合は、2週間前までに申込みください。
- ・利用回数 原則として1ヵ月、1団体2回まで利用可能です。
- ・利用時間 1ヵ月間で、最長6時間まで利用可能です。

◇交流室◇

- ・登録されていなくても、予約なしで自由に利用できます。

◇パソコン◇

- ・利用時間 9:00 ～ 17:00 （最大1時間）
- ・利用料金 無料
- ・利用方法 先着順。利用の際は受付ノートに記入ください。
- ・利用の注意
 - ①パソコン及びソフトの設定等は、一切変更しないでください。
 - ②持ち込んだソフトのインストールはしないでください。
 - ③データなどはパソコン内に保存せず、持参したUSB・CDなどに保存してください。
 - ④印刷はできません。
 - ⑤保存したデータなどは、随時削除させていただきます。データが失われても責任を負いません。
 - ⑥ 趣味的なインターネットの閲覧・Eメール・チャット・掲示板などの利用はできません。

◇コピー機◇

- 利用料金 無料
- 利用日・時間 火曜日～日曜日（月曜日休館・年末年始は除く）
9：00 ～ 17：00
- 利用申込 事前に「きらり館」に内容、利用予定等を連絡のうえ、お越してください。（予約は受けておりません）
- 登録されている団体・個人の方が利用できます。
ただし、用紙は各団体・個人でご用意ください。
（コピー枚数が多くなる場合は、ご相談ください。）

◇印刷機◇

- 利用料金 無料
- 利用日・時間 火曜日～日曜日（月曜日休館・年末年始は除く）
9：00 ～ 17：00 まで
- 利用申込 事前に「きらり館」に内容、利用予定等を連絡のうえ、お越してください。（予約は受けておりません）
- 利用上の注意
 - ① 印刷に使用する用紙は、すべて利用者で用意してください。
 - ② 作業は、利用者本人が行ってください。
 - ③ カラーコピーはできません。
 - ④ 写真などの画像は鮮明に印刷できません。
 - ⑤ ソーターやステープルの機能はありません。
 - ⑥ 印刷をした後に製本をするスペースはありません。※ 区・自治会の印刷については、区・自治会文書印刷のためのきらり館「区・自治会の印刷ご利用の方へ」による。

◇メールボックス◇

- 利用料金 無料
- 登録されている団体のみ利用できます。（1団体1箇所）
- センターからの通知や情報を提供します。
- メンバー同士の情報交換、チラシの配布などにご活用ください。
- メールボックスには貴重品・危険物・食品等を入れないでください。

◇展示コーナー◇

- 町民活動やボランティア活動に関する広報誌などがあります。ご自由に閲覧してください。
- 各団体の広報誌や情報をお送りください。資料として保管・閲覧いたします。チラシ・ポスターなども掲示いたします。但し、会員募集等のポスターの長期掲示は、最長6ヵ月間とさせていただきます

◇貸出備品◇（登録している団体、個人のみ）

- 茶器・急須・ポットを貸し出しいたします。（茶葉は利用者が用意してください。）
 - ★ 館外への持ち出しは、ご遠慮ください。
 - ★ 使用後は、きれいに洗ってもとの場所に戻してください。
- プロジェクター、マイクセット、スクリーン、テント、パイプ椅子、丸イス、テーブル等を貸し出しいたします。

◇貸自転車◇

- 利用時間 <4月から9月>
9:00 ~ 17:00 まで（受付は 15:00 まで）
<10月から3月>
9:00 ~ 16:00 まで（受付は 14:00 まで）
- 使用料 無料
- 台数 大人用6台
- 利用方法 中学生以上の方がご利用できます。但し、安全上から身長等の制限があります。ご利用の際には、身分を証明できる物（運転免許証・保険証・学生証等）をご持参ください。

◇展示館(レンガ蔵)◇

- 日頃から取り組んでいる文化的活動、ボランティア活動、生涯活動に関する活動や情報提供などの発表の場としてご利用いただけます。
なお、利用に際しては、野木町ボランティア支援センター展示館設置及び管理要綱を厳守すること。
- 利用期間 資料の搬入から搬出までの期間を含め、原則 30 日を限度とし 1 日を単位とします。
- 管理期間 展示期間中の管理は、すべて利用者側でお願い致します。
- 利用料 無料

- ・申込み 利用日の6ヵ月前から10日前までにお申込みください。
- ・展示する際の注意
 - ・開錠及び施錠は、利用者が行ってください。
 - ・壁面に釘・フック・画鋸・ガムテープ等は使用しないでください。また、展示開始前に展示方法・必要備品等をセンターと調整してください。

○その他の施設等

◇駐車場◇

- ・18台分の駐車スペースを用意しています。(障がい者専用1台分)
- ・駐車場での事故及び盗難については、一切責任を負いません。
- ・利用者が多い利用の場合は、センターと事前調整のうえ、主催団体において駐車場を確保してください。

◇駐輪場◇

- ・センター敷地内の指定の場所に駐輪してください。

◇多目的トイレ◇

- ・障がい者用の多目的トイレがあります。
- ・ベビーチェアも備えています。

◇赤ちゃんの駅◇

- ・授乳やおむつ替え及び休憩が可能です。
- ・ベビーベットも備えています。

◇本物の出会いパスポート発行

◇小型家電・乾電池・エコキャップ回収BOX設置、管理

皆様が気持ちよく利用するために

- ◎ 当施設内は、禁煙（喫煙所のみ可）・禁酒です。
- ◎ 利用後、利用場所の清掃を実施してください。
- ◎ 多量のごみは、お持ち帰りください。
- ◎ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
(マイク・音楽など音量を伴う活動など)
- ◎ 火気の使用はご遠慮ください。
- ※ 共催事業につきましては、ご相談の上、使用できる場合もあります。

みんなのために。社会のために。



野木町ボランティア支援センター「きらり館」利用の手引き

初回発行日：平成24年4月27日

改定年月日：令和2年5月1日（第4版）

発行所：野木町ボランティア支援センター

〒329-0101

栃木県下都賀郡野木町大字友沼 4930-1

TEL 0280-23-1231

FAX 0280-23-1232

URL <http://kirarikan.msaas.jp/>